

西欧先進国では、19世紀に地籍調査を完了し、現在ではその成果の維持管理が行われている。しかしわが国の土地に関する調査の例としては、わずかに封建諸侯が行った領土の検地や、明治政府が行った地租改正に伴う検地等租税徴収を主目的とする調査が行われたに過ぎない。

したがって、現存する土地に関する資料は非常に貧弱であり、登記所に備付けられている地図（字限図）や登記簿等も、明治初年に作られたものを基礎として、これに加除訂正を加えたもので、不完全な箇所が極めて多く、特に地図は、当時の幼稚な測量技術と課税に対する配慮等のため、実際の土地に比べて、大きさや形が大きく違っているものが数多くある。

このように地図の精度が低いので、現地と合わず、また隣接する地図との接合ができず、地図としての役割を果し得ない状況にある。

近年、わが国における土地利用の高度化はいっそう不可欠の要件となっており、このためには、早急に全国土にわたり科学的な実態調査を実施して、土地に関する基礎資料としての地籍簿を整備して、地籍制度の確立を図ることが必要である。

